

国税庁のホーム・ページは当たり前だが、税の情報、税の刊行物、税の法令等が掲載されている。おかたい内容の中で「税の歴史クイズ」は、税にまつわる話題をクイズ形式で解説しています。今月もそのなかで、面白いと思う4つの話題を掲載しました。これ以外の「税の歴史クイズ」に興味があるなら以下のアドレスにアクセスしてください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/quiz/index.htm#page-top>



税務署の職員からスポーツ界に転身し、大正から昭和にかけて全国的な人気を得た方がいました。その競技とは、次のうちどれでしょうか？

- ①相撲 ②野球 ③テニス



のちの「関脇綾昇竹蔵」こと大場竹蔵(1908～1969年)は、宮城県仙台市に生まれ、高等小学校卒業後、仙台税務監督局または税務署において給仕として働いていました。

大正12(1923)年、仙台税務監督局に税務監督官として転任してきた鈴木新之助は、大場少年の体格に惚れ込み、「関取ともなれば局長や大蔵大臣とも対等に話せるようになる」と、角界入りを熱心に勧めました。ちょうどその頃、千賀ノ浦親方(関脇綾川五郎次)がリングを使った飲料の製造免許を申請するために仙台税務監督局を訪ねて来ました。鈴木はこれを好機と見て、大場少年を親方に紹介しました。

角界に飛び込んだ大場少年は、大正14(1925)年1月場所に綾昇竹蔵という四股名で初土俵を踏み、昭和7(1932)年5月場所に十両昇進を果たし、昭和20(1945)年6月場所を最後に約20年の力士生活に別れを告げ、引退して年寄千賀ノ浦を襲名しました。

当時の日本社会は雇用関係が流動的であったので、このように思わぬ転身を遂げた者もいたようです

(研究調査員 舟橋明宏)

答え：①相撲



大正12(1923)年の所得税法改正では初めて保険料控除制度が創設されましたが、その対象となった保険は以下のうち、どれでしょうか。

- ①雇用保険 ②生命保険 ③火災保険 ④地震保険



生命保険料控除は、大正12年の衆議院議員の議員立法により創設されました(施行は翌年)。生命保険料控除の提案者の一人である衆議院議員の金光庸夫氏(大分県選出、立憲政友会)は、明治38(1905)年には甘木税務署長を務めるなどしました。近代日本を代表する巨大商社である鈴木商店(注1)勤務を経て、大正2(1913)年に大正生命保険を創立した人物です。後には、日本火災海上保険や王子電気軌道(注2)の役員なども務めています。

金光氏は、生命保険料控除の提案理由において、利益を享受する者は「被扶養義務者」であるから、保険料は扶養義務を履行する一つの税金であるというアメリカの学者の説を紹介しています。そして、生命保険は「勤儉貯蓄ノ美風」、「堅忍不拔、自制克己ノ精神」「犠牲的ノ精神」を養うのに最も効果的であるから奨励したいと強調しました。このように、金光氏にとって、生命保険は、働き手を失って残された家族を助ける制度であり、「武士道ノ精神」にも合致するものであり、生活保障としてだけではなく、人々の思想を善導するのに有用でもあるため、奨励しようとしたのです。

(研究調査員 今村千文)

注1 鈴木商店は昭和2(1927)年に破綻しますが、一部は日商岩井や帝人等に引き継がれています。

注2 王子電気軌道は、都電荒川線の前身ですが、電気事業やバス事業も手掛けていました。

答え：②生命保険



時代劇で有名なキャラクター「座頭市」は、もともと「天保水滸伝」という江戸時代の小説に登場する脇役でした。その後、「座頭市」を主役とする作品が製作され、人気を博しました。劇中では、マッサージ師（按摩）として生計を立てている姿が描かれていますが、彼は今でいうところのどのような租税を納めていたのでしょうか？

①売上に応じた売上税 ②無税 ③営業権利を得るための免許税



江戸時代の按摩の営業は、『当道座』（とうどうざ）という盲人が組織する座（職能集団）が管理していました。座には男性の盲人だけが加入することができ、座に営業権利を得るための免許税を納めるとともに、技術を習得し、営業することができました。

多くの按摩は、各地を遍歴していました。現地では、村人が村境まで出迎え、次の村境まで送り届け、必要に応じて村人が自分の家に泊め、食事も提供しました。この支出は村全体で賄い決算しました。江戸時代の人々は移動の自由が大きく制限されていたので、『当道座』に加入することで、営業権のほか、遍歴に必要な身分を得たのです。

『当道座』の運営者は、久我家という公家で朝廷内での政治の中心を担う大臣になる家柄でした。武士と同様に、領主として石高700石の所領以外に『当道座』からの上納金も大きな財源となっていました。

このような久我家の権威の下で、座は盲人の合議による自治的な運営が行われていました。座内部の職階は、検校・別当・勾当・座頭の四官に分かれ、さらに16階73刻に細分化されていました。内部の犯罪に対しては、裁判を行い、死刑や遠島などの重い刑罰も課すことができました。盲人は座に加入することで、座から人身と営業をすることができたのです。

（研究調査員 舟橋明宏）

答え：③営業権利を得るための免許税



明治6(1873)年12月、東京府は、全国でも珍しい「生き物」に課税しました。では、課税された「生き物」は何でしょうか。

①オウム ②兎 ③金魚



明治5年の新聞には、東京で流行するものとして、ザンギリ頭に帽子、新聞屋、士族の商法、牛肉屋の開店、そして「秘密の兎会」と書かれています。

「秘密の兎会」では、外国産の珍しい兎をペットとして飼育し、相撲取や歌舞伎役者のように兎の番付が作られ、高額の展示即売会(兎会)が頻繁に開かれていました。珍しい毛並みの兎は人気を博し、当時の巡査の初任給が4円程度だったのに対し、なかには1羽数百円もの高値で取引されるなど、商家の旦那衆だけでなく華族や士族、僧侶までが熱狂したのです。

当然、兎は投機の対象となり、兎で一攫千金を目論む者も現れます。そして、ブームの加熱は、普通の白い兎に色を塗った偽物売る者が現れるなど社会問題化しました。東京府も「兎会」禁止に乗り出しますが、その取り締まりに苦慮しました。

そこで、東京府は、司法省と協議を重ね、兎の売買を認めるかわりに1羽につき月額1円の兎税を課税しました。飼育する兎についても毎月届け出ることとし、無届の場合は2円の過怠金が課せられました。兎1羽で月1円というのは重税です。この兎税により兎の価格は暴落し、兎会はもとより、店先からも兎は姿を消します。異常なブームは沈静化します。兎にとっては悲劇でした。二束三文で売買されたり、川に捨てられたり、ひどいのは「しめこなべ」にされたものもありました。ただ、一部の愛好家たちは、その後も高い税を払いながらペットとして飼育し続けたようです。

(研究調査員 牛米努)

答え：②兎